

東寺供僧供料荘における 年貢收取体系の発展と停滯

網野善彦

【要約】 延応以来再興された東寺供僧供料荘の年貢收取体系は建長年間に確立する。現地の新たな動きにより、それはまもなく動揺し始めるが、むしろそれを足場に供僧の荘支配は発展し、口教・料荘も増加してゆく。その小調期は文永弘安・永仁正安・正和文保・正中建武にあったと思われるが、一方その過程は公事年貢の銭納化・供僧経済への貨幣流通の浸透に伴い、従来の体系を支える人的關係が、貨幣を媒介とした計算高いものに変つてゆく過程でもあった。それは年貢收取を次第に代官請負に依存させてゆき、借上・山伏や現地の國人等がこれを通じて体系内に浸透してくる觀應擾亂後、文和延文ころから現地の条件が一定の成熟をみるに伴い、代官請負は次第に体制化し、応安・明德の調期を経過し、室町期に入つて一応安定する。供僧経済からいえば一種の停滯であるが、これらの過程を辿りつつ、「南北朝内乱革命説」、守護領国制を地域的封建制とみる見方に対する疑問をのべてみた。

まえがき

戦前以来、豊かな個別研究が行われてきた東寺領荘園については、それを包括的に考えようとする試みも早くから緒についており、すでに竹内理三氏による総括が戦前になされている(『寺領荘園の研究』)。

しかし最近、一方では教王護国寺文書の刊行に刺戟され、他方

ではこの面での研究の停滯を打ち破るための新たな試みとして、上島有氏(『東寺寺院経済に関する一考察』『国史論集』一所収)・永原慶二氏(『荘園制解体過程における南北朝内乱期の位置』『経済学研究』六)は、戦後の個別研究を足場とするこの寺の荘園の新たな見取図を明らかにされた。

巨視的な見通しは、すでにこれ等の成果によって得られたといえようが、なおすこし細かく事態の推移を辿ってゆくと、多少の

違った見方もなりたちうるように思われ、氏等の骨組みへの肉づけの意味もふくめて、最近私も一、二の蛇足をこれに加え、考えを申しのべる機会をもったのであるが、ここではそこで残してきた面、とくに年貢収取の側面について若干の補足を加えてみた。思う（拙稿「東寺供僧供料荘の成立と発展」『歴史学研究』二八一号）鎌倉後期における東寺供僧供料荘の拡大（『日本史研究』六九号を御参照、ただければ幸である）。

教王護國寺文書の刊行によって、この面の史料は豊富に与えられており、この稿も多くそれによっているが、私自身の力不足から、南北朝・室町期については到底全面的な検討はできないので、従来から考えてきた若狭国太良荘を中心に、多少他の諸荘を考慮に入れるのみにとどまり、すべて今後にゆだねざるをえなかった。大方のきびしい御批判をいただければ幸である。

一 料荘の年貢収取体系

一二四〇年（延応二）三月廿一日、菩提院行遍の願によって始めて置かれた五口の供僧に、さらに十口を加え、東寺の諸堂で長日行法が始められたのは一二五二年（建長四）のことであった。

「後白河法皇御素意、女院御大願」を背景に、行遍の願は実を結び、中世寺院としての東寺は、ここに新たな出発点に立ったので

ある。

もとよりそれは、中世東寺の寺院経済、料荘よりの年貢収取体系の成立でもあった。すでにこのころまでに、行遍の努力によって伊予国弓削嶋荘・若狭国太良荘・安芸国後三条院新勅旨田・大和国平野殿荘が供僧の供料荘とされており、西院長日大師生身供の供料荘として、備前国鳥取荘の年貢十三果が寄せられていたが、それが一個の体系として軌道にのったのは、やはりこの時であったと思われる。

聖宴・定宴の努力によって、幾多の問題をかかえていたにせよ各荘の整備はある程度達成され、一日分口別五升の供僧供料を中心に、三聖人・公文（口別三升）、預・承仕・主殿（当初十人、口別一升）の供料、それに御影供・仏生講・仏供等の各種の仏供に加え、一部に本家に対する負担をふくむ一年間の供僧経済は、これらの諸荘よりの年貢収入によって円滑な経営を約束されたのである。

当初、これらの費用は、次のように各荘に配分されていたものと推測される（表一）。

（註）この表はごく大まかなものであるが、一応各荘について若干気がついた点を記しておきたい。

弓削嶋荘 一二五八年（正嘉二）に沙弥了縁はこの嶋の年貢で供料七

表一

		年貢	供僧等	各種仏供	本家負担	公専
平野殿荘		約二十石	一月分			松茸・瓜・筍・菓子・壇供餅等
新勅旨田		約三十石	二月分	御影供 涅仏講		
太良荘		約百九十石	三月・五月分	灌頂院大師生身 生講 御影供・仏米(十石)	歡喜寿院 (米十石)	糸・綿・上美布・菓子・移花・大豆・蔞・稚等
弓削嶋荘		約六十石 麦約二十六石 大俵塩約五百俵 小俵	六月・十二月分			白子鯛・甘塩鯛 白子・葛粉・荒布・門苦・蕨・梅子等
鳥取荘 (野口荘)		十三石		西院長日大師生身供		

ヶ月分を請負っている（東寺百合文書ヨ一十二、正嘉二年三月廿三日、沙弥子縁請文。以下百合文書は分願願記号のみ掲げる）。そこで「毎月参拾貳石余」とされた額は、供僧・三上人・公文以下の供料のすべてを含んだものと思われる。一方、この荘の年貢が十月分の供料に宛てられたことが明らかであり（ト三二四五、九月廿六日、沙弥了縁書状）、また新勅旨田の年貢の一部が、本来この嶋の分たるべき十二月分の補充にあてられた事実が知られるので（教王護国寺文書以下教護と略す）六三・六四号、文応二・弘長二、新勅旨田年貢支配状、六月・十二月の七ヶ月分という推定が通き出せる。とするとこの荘こそ、供僧供料荘中最大の年貢収入が期待された荘園だったのであり、真行房定宴の注した一二五三年（建長五）の文書には「大俵五百三十五俵半、中俵九百六十三俵二斗九升」の定塩があげられており（う一

一二）、五四年分の大俵塩四百十八俵が四回にわけて運上された事実もある（白河本東寺百合文書三（以下白河本と略す）、建長七年九月十日、公文・代官年貢等注進状）。表に掲げた数字はこのことを念頭においたもので、田畠の所当についても五四年（建長六）の実際の運上高をあげておいた。仏供については、散用状の少ないこの荘の場合、実情を明らかにすることができない。

新勅旨田 一二六〇・一年（文応元・弘長元）の兩年の年貢が二月分の供料にあてられたことが、散用状から知られる（教護、六三・六四号）。満作された場合、年貢は六十石をこえるが、ここではこのころの実態をとった。

平野殿荘 大分後年のことであるが「宛供料年貢一月寺用」（ネ二五十三一、正応四年二月日、公文大法師真慶申状）、といわれたことがあり、とするとこれを一月分と考えるのが適當であろう。また年貢についても「当庄御年貢者、僅廿果内外也」とのちにいわれている点から、一応表のようにしておいた（教護一六七号、永仁六年十一月、雜掌快実申状案）。

太良荘 一二六五年（文永二）以降、ほぼ十年間に口別供僧供料として配分された額の平均をとると、一年に四石四斗となる。もっとも、歡喜寿院米が十石納められた年だけをえらんで平均してみると五石になるが、他の諸荘との関係を考えて、本来は三ヶ月分の供料が期待されていたものとして誤らないであろう（表二参照）。年貢の数字は一二五六年（建長八）の勸農帳の年貢高を考慮にいれたものである。鳥取荘 一二四三年（寛元元）に宣陽門院によって定められた（教一三三、寛元元年四月十二日、宣陽門院令旨）。しかしまもなくこれは、丹波国野口荘役と改められた。

高殿荘 表にはあげなかったが大和国のこの荘は「弓削嶋平野殿御前

荘、雖被相支彼用途、其足不及之間、以私力為仏聖科沙汰、^① 寺家執行に付して行遍が寄進したものであり（ヨ二二一三六、「文永十年」八月十二日、聖宴書狀、メ五一七〇）、寛元元年閏七月廿七日、円家沾却狀、のちには八幡宮供米にもあてられていた（白河本五七、永仁二年十月、沙汰人百姓等申狀）。その意味でこれは供僧供料荘の中には入れられないが、それと密接な関連をもつものとして、ここに一言つけ加えておく。

しかしこの体系は定宴と太良荘の名主百姓等との間に結ばれたような主従関係を基底とし、さらに定宴（預所代）・聖宴（預所）から行遍（領家）にいたる人的関係の積み重ねによつて支えられていたのであり、当初供僧の経済は行遍に対する信頼をおしてそれに頼ることによつて、はじめて成り立ちえたのであった（前掲拙稿参照）。そこに供僧の特殊なあり方が考えられるが、ともあれここでは、行遍の背後にある仁和寺御室の権威をも含め、いわゆる「職の重層的体系」^② 中世荘園体制が、東寺においてはまずこのような形で成立したことを確認しておきたい。^①

① 東寺領荘園全体からみると、これとは別に丹波国大山荘・撰津園垂水荘・寺辺水田等の長者渡領になっている平安期以来の諸荘があり、それ自体、一個の体系をなしている。これについては鎌倉期の動きについて、前掲の拙稿（『日本史研究』六九号）で多少ふれたので、御参照いただければ幸である。

二 年貢収入の動揺と文永・弘安期の発展

しかし建長のころ、中世社会はずでに確立期を経て、それ自身の矛盾の発展を内包する発展期にさしかかろうとしていた。その時期に成立したこの体系が、数年をいですして早くも、その一角に大きな打撃をうけ、全面的に動揺してくることも、この動きの中で考えてみる必要がある。

正嘉の飢饉が、最大の料荘弓削嶋荘に与えた打撃をはじめ、各荘にあらわれた未進・損亡がどの程度の動揺をこの体系に与えたかは、次の諸表から大よその状況をうかがうことができる（表二―表五参照）。

そこにはいくつかの波のあることがわかるが、史料の不備を考慮にいれても、二六八―七一年（文永五―八）と七三年（文永十）が、収入の減じた時期としてとらえうるであろう。もしも表二にあげた数字が本来諸荘に期待されていた年貢として誤りないならば、ほとんど半減、といっても過言でないほどの状況をこのころに見出しうるのである。別に、平野殿荘の年貢が「鷹の落食の如」き進じ方であるといわれたのが七〇年（文永七）、六条殿修理役がこの荘に課された年が七三年（文永十）であったことも考え合せなくてはならぬ。さらにまた一二六五年（文永二）以来、本来野

表二 弓削嶋荘の損亡・未進

西 暦	年 号	損 田	大俵塩未進	麦 未 進	史 料
1255	建長7	反 歩 2.250	俵 39	石	白河本3
1259	正元元	5.20	97.21		な27-28、 と6号
1268	文永5			12.52	白河本3
1269	文永6		128.29		白河本38
1273	文永10		223.12	11.049	白河本68
(1275)	(建治元)		147		白河本3
1276	建治2			7.928	と32号

〔註〕 建治元年は推定である。

表三 太良荘の内検目録に現われた損亡

西 暦	年 号	定 米	損 亡 除	残 米	史 料
1266	文永3	石 150.876	43.14885	107.72715	教護71
1270	文永7	150.845	47.531	103.314	は8
1273	文永10	150.813	67.187	83.626	教護80
1276	建治2	150.812	48.02316	102.78984	は35

口荘役であった西院長日生身供も、供料荘（当面は平野殿荘）の年貢で勤めねばならぬようになっていたのである。^①

このような事態にこそ、行遍の晩年以來、菩提院乃至それにつながる人々（聖安・定安）と供僧との関係をもつれさせた直接の物質的背景があった（前掲『歴史学研究』二八一号拙稿参照）。

しかし一面、低落のあとにくる上昇の波にも注意を向ける必要がある。それはこの時期の供僧が、動搖の波にのりつつ、むしろその立場を強化していったことを、この面からも明らかに示している。

当面、表には明らかでないがその第一の波は、正嘉の飢饉のあとをうけた文応のころに求めうるであろう。一二六〇年（文応元）、法橋定喜が弓削嶋荘を百四十貫の契約で請負い、五十貫を当進していることにその根拠があり（フ四一—五三、文応元年七月十一日供僧下文案並びにと八・九参照）、^②この年に一口の供僧が加補されたのは、恐らくこのような事情を背景にしていることと推

表四 新勘旨田の馬上帳に現われた損田・不作

西 暦	年 号	得 田	損 田	不 作	河 成	押 額	溝	史 料
1263	弘長3	反 歩 69—100	76—260	1—0			1—60	と10
1279	弘安2	37—150	54—210	51—240		3—120	1—60	と36
1287	弘安10	72—290	(60—200)	8—110		5—0	1—180	白38
1294	永仁2	47—0	98—240	1—120			1—60	と71
1296	永仁4	62—80	70—140	4—320	9—120	180	300	と74
1300	正安2	64—140	69—280	330	11—150		1—240	と91

〔註〕 総計は148反60歩。史料の誤りと思われる点、不明な点もあるが、一応得田を規準にして推定した計算になっている。

表五 供料荘の年貢取収状況（鎌倉期 その一）

西曆	年号	太良荘				新勅旨田		A+B	弓削嶋荘 正塩 (俵)
		正(石)米	前年未進	歡喜寿院米	供備供料 (口別) A	正(石)米	供備供料 (口別) B		
1260	文応 1					29.34	2.11		
1261	弘長 1					27.256	1.86		
1264	文永 1	12.833			0.69				
1265	文永 2	75.4633		7.0	3.7	30.68	1.84	5.54	
1266	文永 3	86.7755		6.8	4.2	30.2	2.1	6.3	
1267	文永 4	104.66		8.4	5.13				
1268	文永 5					20.25	1.45		
1269	文永 6	86.44475		10.0	4.6	16.462	1.17	5.77	
1270	文永 7	88.6954 [3000]	6.3767 [3000]	7.0	3.88	13.94	0.95	4.83	
1271	文永 8	93.337		8.0	4.803	20.0	0.93	5.733	
1272	文永 9	128.069	11.246	10.0	5.4	25.816	1.53	6.93	
1273	文永10	59.575	5.127	5.5	2.275	21.4176	1.3 [80]	3.575 [80]	
1274	文永11	128.4637		10.0	5.6	20.0	1.28	6.88	200.6
1275	建治 1	108.1473		10.0	4.455	23.9392	1.54	5.995	230.0
1276	建治 2	106.896	20.201	8.0	3.6	32.0	2.105	5.705	230.0
1277	建治 3	122.39		10.0	5.315	26.415	1.595 [150]	6.91 [150]	260.0
1278	弘安 1	99.418		8.0	4.535				
1279	弘安 2	137.2673 [3600]	20.268 [3600]	10.0	5.566 [12]	30.376	1.885	4.905	
1280	弘安 3	27.224		8.0	3.02				
1281	弘安 4	53.874	53.874						171.0
1282	弘安 5	72.5285	3.9355	10.0	4.054	29.123 [3130]	1.746 [124]	5.8 [124]	
1283	弘安 6	101.5404 [4702]	28.171 [4702]	5.0	3.13	23.56	1.519	4.649	
1284	弘安 7	111.0271 [4421]		9.1	4.45 [110]	14.107	0.92	5.37 [110]	
1286	弘安 9	64.4065		6.0	2.75	18.4816	1.19	3.94	
1287	弘安10					19.6416	1.2 [160]		45.0
1288	正応 1	[8350]	[8350]			30.0			
1289	正応 2			5.0		34.817 [3900]	1.835 [385]		
1290	正応 3	69.8725 [1500]		5.0 [1250]		[8700]	[350]		221.0
1291	正応 4	7.6998	7.6998	4.0					
1292	正応 5					22.012	1.465		190.0
1293	永仁 1	8.0711	8.0711	6.0					201.0

〔註〕 太良荘の正米は、史料の都合上、その年に納められた正米を合計した。他の項目は、後年納められたものを加え、その年分の数字である。なお「前年未進」は、前々年のものを含む。
〔 〕内は銭、単位は文である。

測される。

第二の波は、六八―七一年の低落のあと、七二年(文永九)にあらわれる(表五参照)。それは直接的には、この年から定宴によって別進されることになった太良荘の米五石・佃大豆一石一斗の増加に、一つの理由が求められる。この収穫が、供僧二口の新補とともに、一段とその立場を強化した供僧に対して、息女の預所補任の代償として定宴の送ってきたものであったことに注意しなければならぬ。それは現に預所であった聖宴の立場をせばめ、本来の取体系を支える人的關係を悪化させる結果をもたらす処置であったが、供僧はそれを意に介していないのである。年貢の増加がこのような手段で行われている点、見落されてはならぬ。しかし同様の動きの中で、この荘の古末進(時安古末進等)も徴収され、この増加を支えたのである。^③

そして第三の、劇的な波は、七三年の急激な低落のあとにやってくる。

この年供僧は、平野殿荘に対する六条殿修理課役の賦課に反撥して、聖宴をしてついに進退谷まらしたためであるが、一方このころ同荘によつて勤められていた西院長日生身供の料荘として、あらためて野口荘の返付を請い、翌七四年(文永十一)、龜山上皇によつて一応それを許されたのちも、なお「雑掌不行」と

歎いて執拗に訴え、一二七六年(建治二)についてその意図を貫いている(白河本六五、〔文永十年〕十一月十日、法印某書状・リ一七、文永十二年正月廿九日、龜山上皇院宣案・わ七一九、建治元年八月十八日、見住供僧等申状案・数一十三、建治二年十一月廿九日院宣等参照)。同じころ、供僧が、年貢未進の原因を菩提院の補任による預所の懈怠に帰し、激しい追究のち、すべての料荘において、荘務を事実上その手中に収めたことは、別のべた(簡掲拙稿)。

文永末から建治にかけて確認できる第三の大きな上昇の波は、いうまでもなくこの動きの成果だったのであり、その余波は弘安の初年まで及んでいたとみてよいであろう(表五参照)。恐らく正嘉の飢饉以後、最大の供料収入がそこにもたらされたとして誤りあるまい。太良荘・新勅旨田の口別供僧供料は、十八口に増えたこの時期、六石から七石に達しようとしている(表五「A+B」の項参照)。それは十五口の当時、この両荘に期待されていた口別供料六石を上まわる額だったのである。

ただ、これも供僧のきびしい追究によってかなり回復されたとはいえず、最大の料荘弓削嶋よりの年貢が二百五十俵程度にとどまっており、全体としてみれば本来の取体系が回復されたとはいえず、供料はなお不足がちな事態をまねかれたとはいえず。しかし供僧は、新たな供料荘を要求することによって、これを突破し

ようとしているのである(と三〇、建徳元年七月廿八日、供僧等連署申状案)。すぐに実現されはしなかったが、それは今後の供僧の努力の方向を示すものであった。

こうしてこの時期、未進・損亡による年貢の減少は、供僧にとつてむしろ新たな飛躍のための跳躍台になったのである。そしてこの未進・損亡が、単純な天災のみによるものでなく、新たな生産力の発達・社会的分業の発展にともなう現地の人々の様々な動きによって生じてきたことも、一方で明らかに確認できる。④とすると、この時期の莊園支配者は、その動きに順応し、その支配を發展させうるほどの弾力性を備えていたこともまた確認されねばならぬ。

ただそれが、本来の「職の体系」の中で、多少とも「蔑如」されるような地位にあった供僧にして、はじめてなしたことであった点、すでにこの時期の取取体系が本来のそれと違った質を加えていることを示している。⑤これはさきにも多少ふれた通り、随所にその姿を現わしている。

年貢取取にそくしていえば、未進米が翌年春に銭納されることが次第に慣例になるのはこのころであり(表五参照)、一方太良莊で兵士米が一二八一年(弘安四)から、新勅旨田で淀岡米が八〇年(弘安三)から、いずれも以後毎年ひかれていることが注意さ

れよう。それは現地の市場、流通機構が徐々にぞだちつつあることを示すとともに、逆に早くもそれに寄生する動きが旧支配者の側から現われていることも物語っている。

このような動きに伴い、本来の取取体系を支えた人的関係もまた、その根底から動揺し、異質なものを加えてくる。損年ごとに行われる内検が「勸農」といわれるような、百姓の集団と預所の関係の変化(太良莊の例。拙稿「十三世紀後半の転換期をめぐって」『歴史学研究』二六九号参照)、先進年貢の多寡が決定的要因になるような預所と供僧の関係(弓削嶋の例。へ六参照)、そしてしばしばのべた供僧と菩提院との間に生れた不信と対立等々。物質的な利害が、すべてに優先されるような関係が、古い権威と道理に結ばれた関係の中に浸透してくる。文永末から弘安初の調期は、そのような一面からもとらえられる必要がある。

① それは行遍の没後、了遍の時にとられた処置であり、了遍に対する供僧の不満は、このような点にもその一つの根拠を見出しうるのであろう(あ四一―五一、文永二年七月九日、院宣案・ヨ二二―三六、文永十年八月十二日、聖宴書状案参照)。

② これが供僧の下文によって契約されている点、この時期の供僧の独自の動きの一端が窺われるように思われる。なお定善の契約については別に、「正嘉年中」のことで、二百六十貫の先進を立用し、行遍をはじめ「備えに大師の御計」と喜んだのも空しく、飢饉によって「先進用途、大旨空」しくなったともいわれている(ヨ三十七―四〇、真行申遣

菩提院詞之状案)。とするとこれは、その後の処置とも考えられよう。

③ この年、新勅旨田の年貢が三十二石で、市夜刃丸という人に請け負わされていることも、注意されてよいかもしれない(ヤ三六一五二)。

④ 新勅旨田における守護、弓削鶴・太良荘における地頭、平野殿荘の下司の動きが年貢減少の原因になったことは別にのべたが、新勅旨田・弓削鶴にみられる撰取の未進、さらには損亡の原因になるこの時期の逃亡についても、その理由は単純なものではなかったと考えねばなるまい。

⑤ この変質を過大に評価するところから、南北朝期に荘園制職の体系が崩壊するという主張が生れるが、供僧はいかなる意味でも荘園支配者以外の何者でもない。逆にそれは、この時期の新たな動きに対する過大評価に通ずるが、それから生れる「南北朝封建革命説」についての疑問は、別稿でのべた(前掲拙稿)。

⑥ このころの預所(右馬允康経・市夜刃丸)には、すでに後年の采実等に共通する性格があったとみてよからう。

三 收取体系の拡大——永仁の劃期

弘安初年まで続いた上昇のカーブは、しかしその末年に入るころには明らかに乱れをみせはじめてくる。もとよりそれは各荘それぞれに小さな波をもつてはいるが、全体として正応末年近くに、一つの底があるように見うけられる。

ある程度継続的にとどりうる太良荘の歡喜寿院米の変遷からも、そのことが推測できるが(表五参照)、なにより、時に欠落はあれ、

ほぼ連年残されてきた新勅旨田・太良荘の年貢支配状が、共通してこのころから大きく欠けはじめの事実の中に、この時期の收取の乱れが窺われるのではないだろうか。逆にまた太良荘ではじめて前年の年貢結解状(散用状)が書かれたのが、一二八四年(弘安七)であったことも考えねばならない(教護一二二号)。

(註) 支配状の初見が新勅旨田では一二六〇年(文応元)、太良荘では一二六四年(文永元)であることも、前節の論旨との関連で注目できよう。前者は供僧一口加補の年、後者は行遍の歿年に当たっている。もとよりここには偶然の事情も作用しているであろうが、書かれた支配状が多く失われていったことの背後に、收取の乱れを考えることは一応可能であろう。

逆に散用状は、多くの諸荘で鎌倉末から現われ、南北朝・室町期には年貢関係の基本的文書となってゆくが、それは間違いなく、直接には未進・損亡の増大に起因している。太良荘でこれの書かれた年は、八三年の損亡二十石・未進十八石五斗余に加え、八二年の未進二十五石八斗余・錢三貫二百六十文を送らねばならぬという年であった。それとともにこの損亡二十石が、この荘ではじめて内檢なしに行われた免除であったことが示しているように、現地の独自の秩序の成長、それとの一定の疎隔が、このような形式の文書が必要とせしめていることも、また見落せない。

それが蒙古襲来以後の社会的激動、新たに活潑の度を加えてきた守護・地頭・荘官から百姓にいたる現地の人々はもとより、菩提院・歡喜寿院等の「職の体系」の上層をふくむ諸勢力の、料荘

への干渉・介入の結果であったことはいうまでもなからう（前掲拙稿参照）。さきに再び野口荘役と定まった大師生身供料米が、またしても「國如」といわれたのも一二九〇年（正応三）のことであった（と五四、正応三年二月十一日、見住綱潤大法師等申状案）。

単に収入が減少したというのではない。このような干渉・介入を退けるための訴訟には、それ自体また莫大な費用が必要であった。とくに、雑掌加治木頼平を鎌倉に遣わして行われた弓削嶋地頭との訴訟は、沙汰延引のため長期にわたって解決しなかったが、その間、一二九一年（正応四）から翌年にかけての彼の在鎌倉用途のみで、じつに九十三貫を必要としているのである（と六五、正応五年十二月十八日、雑掌加治木頼平用途結解状）。余りの莫大さに「日来令借用候処の仁」に「不可叶」といわれ、「用途不進ハ御經廻不可叶、沙汰をいたさんとすれハ諸衆の大事也、進退きハマ」と、供僧もいわなくてはならなかった（な三二―三九、正応五年十一月十七日、〔供僧基〕書状）。恐らく弓削嶋・平野殿荘の年貢の大半がこれに注ぎこまれたと思われるが、同じころ太良荘でも地頭との訴訟が停滞しており、その年貢米の一部が訴訟の費用にあてられた事実もみえる（系三三―二九、〔淨抄〕書状）。僅かに比較的順調だったのは新勅旨田のみであったが、そこでも一二九三年（正応六）には、「依異国事、六ハラ下向之間」、船等の点定によ

り年貢の一部が現地で支出されるということがおこっている（な二七―二八、正応六年卯月七日、新勅旨田米未進分代錢支配状）。

供僧の補任以来、これは恐らくどん底の事態であったと思われるが、永仁に入るところから正安にかけて、年貢取取は底を脱して次第に上向きに転じてくる。

それは、太良荘の歡喜寿院米が次第に増加してくる動きを通して、多少系統的に辿りうるのみであるが（表六参照）、部分的には同荘からの助国別進三石（助国名公事錢三貫文）の獲得、新勅旨田における得田の増加（表四参照）等の事実からも、ある程度窺うことができる^①。

周囲の圧力をはねのけて、逆に太良・平野殿荘の莊務を完全にその手に収め、さらに幕府政治の転機をとらえて、各荘の訴訟を、一応の解決にまでもちこんだ供僧のしぶとい努力の成果が、そこに現われているので、これによって、従来からの料荘には一応の少康状態が得られたものとみてよからう（前掲拙稿参照）。

しかし、これはすでに供僧の経済を支えるほどの状況ではなかった。建治以来めざされてきた料荘の拡大が、執拗に追究された根拠はここにあり、それは、上向きの波にのりつつ、この時期ある程度の成果を取めたのである。

尾張国大成荘の一部年貢（一二八五年）・丹波国大山荘の長者得

分の獲得（二二九八年）、後者の莊務掌握（二三〇二年）、さらには寺辺水田の新たな寄進（表七参照）等。ここに料荘の年貢收取体系は、本来の規模をこえて、急速に拡大しはじめたのであった（前掲『日本史研究』六九号拙稿参照）。

これはたしかに料荘の歴史に時期を測する動きであり、その收取体系自体の発展ということができよう。しかし同時にこれは、その矛盾の拡大であり、発展であった。

料荘の拡大が、執行との新たなもつれをよびおこしていったことは、別に多少のべたが（前掲拙稿参照）、本来の人的関係はここまでくれば一種の混乱状態を呈しはじめたといえるであろう。

しかしなによりここで注意しなくてはならないのは、供僧経済の窮迫が生み出した結果である。それは否応なしに負債を増大させることになったと思われるが、そこにこそ、富力ある現地の人々のつけ込む隙があった。

訴訟の解決を条件に、また年貢の先進の代償に、「実力」ある人を預所に補任することが行われるようになるので、供僧と預所の関係、また預所と現地の百姓たちとの関係は、いよいよ計算高い、血の通わぬものになってゆくと同時に、供僧の経済自体、次第に現地に生れつつある新たな秩序への依存を深めざるをえなくなってきた。

ただその秩序はまだ形をなさず、むしろ旧い体制の混乱が始まっているところにこの時期の問題があり、一時期の少康状態も、なし崩しにその中で崩れてゆかなくてはならなかった。

① 大師生身供が野口荘役として再び一応保証されたのも一三〇一年（正安三）のことであった（数一—三）。

② 佐藤進一氏は永仁以降の時期を、所務沙汰手続における職権主義抬頭期として段階づけられている（同氏『鎌倉幕府訴訟制度の研究』第三章第一節）。

③ 弓削嶋・平野殿荘の預所を与えられた加治木頼平、多少時期は下るが寺用を経入れて預所となった大山荘の重舜等がひとまずその例にあげられよう。この時期に預所になった人々は、その武力・政治力が買われた場合も多いが、いずれにせよ共通してこのような面をもっていたといえよう。荘園を多数「借上」げるような人のできる背景には、こうした事情を考えなくてはならない。

四 供僧の増加と荘園の大量獲得

永仁から正安にかけての少康が、各荘それぞれに崩れたあと、時に小さな波はあったにせよ、新たにちかえた諸荘をふくめ、料荘からの収入はもはや完全に安定を失った。

鎌倉末期の社会の混乱は料荘をおしつづみ、地頭の非法・悪党の乱妨、さらには荘自体の顛倒すら頻々で行われるなかで、年貢はともすればとだえがちであったとみてよいであろう。残された諸荘の送文・支配状に大きな空白が続いていることから、ある程

表六 太良荘歎喜寿院米の変遷

西曆	年号	歎喜寿院米
1291	正応4	4.0
1293	永仁1	6.0
1295	永仁3	7.0
1296	永仁4	7.75
1297	永仁5	7.0
1298	永仁6	8.6666
1299	正安元	9.7161
1300	正安2	8.57156

る定米すらも次第に減じ、延慶以降はついに数十石の損免が通例になったといえるほどの有様であった(表九参照)。

公事の瓜が比較的継続して送られていた平野殿荘でも、預所の乱入、その殺害、地頭の設置と、つぎつぎに事がおこって、たえることがなかった①。

しかし、残された少ない史料から推測することは多少危険を伴うが、少し細かくみてゆくと正和から文保にかけて各荘に共通した年貢の収入があり、ここにわずかながら一時的な山を見出しうるように思われる(表八参照)。地頭との下地分割後の検注が行われた引削嶋、「悪党」の問題が解決したあとの検注がなされた大山荘では、直接その理由が明らかであるが、正和のころ他の諸荘でも訴訟の解決が急がれているふしがあり、恐らくその影響を考えてよいのではないかと思われる。

度その状況を推測できる(表八参照)。そのうち、わずかに系統的に状況を辿りうるのは太良荘のみであるが、そこでも地頭得宗被官の権威を背景にした百姓等の未進・損亡は年を追って増大し、基準にな

表七 鎌倉後期に西院御影堂に寄進された田地

西曆	年月日	面積	容進者	所職	年貢・加地子		仏事
					米	銭	
1298	永仁6.12	10—120	親 叡大僧都	名 主	11.55	1.800	(升の違いは考慮に入れていない)
1299	永仁7.3.21	6戸主	仲 叡 法 印			15.400	湯田
1302	正安4.3.8	5—180	藤 原 氏 女	本家・名主	19.725	2.400	(公事物あり)
		2—0	善 性 (藤原氏女)	名 主		560	涅槃仏生講布施
1303	乾元2.7.21	1—0	賢 祐	名 主	(油2升)		燈油田
1309	延慶2.3.21	1—0	尼 妙 蓮	名 主	1.5		
1310	延慶3.正.11	3—0	叡 啓 律 師	名 主	4.8		長日御舍利仏聖料田
1310	延慶3.2.10	2—180	同	名 主	2.0	2.500	11月2日舍利講田
1310	延慶3.3.21	5—0	二条殿姫君	名 主		2.0	燈油田
1310	延慶3.8.21	3—0	尼青蓮・釈蓮	名 主	4.5		
1311	応長元.8.26	1—0	法 印 宗 惠		2.2		
1313	正和2.5.21	1—0	観 阿 弥		0.8		
1315	正和4.4.21	10—0	真 聖 僧 都			1.0	3月21日御影供布施
1322	元亨2.7.25	1—240			3.0		仁王經転読布施
1330	元徳2.7	5—300	執 行 忠 救				

(註) これはヒ55—65、建武4.12、寄進田(仏事方)目録及び、無号、建武4.12.3、本寄進田目録(前欠)によって作成した。仏事の欄に記載のないものは、他の料荘と同様18口供僧、3聖人、預2人等の供料とされている。ただこれ以外にも寄進があったように思われるが、史料の検索が充分でないので、一応の状況を示すものとして掲げた。

表八 供料荘の年貢収取状況(鎌倉期 その二)

		太 良 荘		新 勅 旨 田		弓 潮 鴨 荘	平 野 殿 荘	大 山 荘	寄 進 田	
		口 別 供 料		送 進 米	口 別 供	送 進 塩	送 進 米	送 進 銭	口 別 供 料	口 別 供 料
		米(石)	錢(文)	(石)	料(石)		(石)	(文)	(石)	(石)
1294	永仁 2						6.65			
1295	永仁 3					149	4.78			
1296	永仁 4			21.17			6.81			
1301	正安 3								0.4	
1304	嘉元 2								1.053	
1306	徳治 1			21.741					0.28	
1307	徳治 2			25.854						
1308	延慶 1	0.258				235			0.2905	
1309	延慶 2					220				
1312	正和 1	0.555	87							
1313	正和 2	1.3								
1314	正和 3	2.259	130							
1315	正和 4	1.5683				300				
1316	正和 5	1.03								
1318	文保 2	1.8365		14.838	0.453				1.294	
1319	元応 1	1.8946	460						0.5	
1324	正中 1						6.466	6887		

(註) 項目は史料の都合で、一応このようにえらんだ。なお寄進田には新寄進田といわれたものもふくんでおり、史料の検出が不足なので、なお補足しうる余地がある。

表九 鎌倉末期太良荘の損亡・未進

西暦	年 号	定 米	損 亡 除	未 進	備 考	史 料
1283	弘安 6	150.812	20.0	18.545		教121
1302	乾元 1			29.26406		は50
1303	嘉元 1	128.88775	5.0	24.0847		同上
1304	嘉元 2	128.88775	10.0	15.5849		同上
1305	嘉元 3	128.88775	6.0	10.77009		同上
1306	徳治 1	128.88775	23.0		百姓叙用せず	同上
1307	徳治 2			28.9589		同上
1308	延慶 1	128.35441	42.78463	9.34858	百姓損亡押募る	同上
1309	延慶 2	128.88775	84.73684	1.42857		同上
1311	応長 1	127.77773		18.95919		教240
1312	正和 1	127.77773	60.0	14.82588		教243
1314	正和 3	127.77773	51.7	1.25891		は91
1315	正和 4	127.77773	59.70146			は87
1324	元享 4	112.98444	73.6458			わ3下 —11

(註) 内検目録、散用状を整理したもの。

とすると、この場合も永仁の時と同様、幕府政治の推移の面から考えてゆく道がでてくると思うが、当面ここでは供僧の歴史にそくして考えてみれば、まさにこの時期が後宇多院による大量の荘園寄進の行われた直後に当たっていることが、すぐに気づかれるであろう。

後宇多院の密教興隆が、東寺については一三〇八年（徳治三）の立願に基づいて正和の初めごろから次第に実現され、さらにそれにつづく後醍醐天皇の「六箇御願」によって建武新政期にいたるまでに尨大な荘園が東寺の手中に入ったことは、すでに周知のことと属する（辻堂之助氏『日本仏教史』中世篇之二）。

伝法会衆・勸学衆の新補とともに、多くの供僧が新たにおかれ、東寺の機構はここに一変したといつてよいほどの大きな発展をとげたのであるが、十八口の供僧にとっても、もとよりこれは大きな転機であった。

院の願は、まず一三二二年（正和元）の御影堂三口供僧の新補として実現され、山城国拝師荘がその料所に宛てられた（東室記第六）。平安期の定額僧廿一口の復興はここになったわけであるが、現実には十八口供僧は本供僧として、三口の新供僧から自らをはっきり区別し、たやすくこれをうけいれようとはしなかったように思われる。

翌一三年（正和二）に書かれた本新供僧文（ぬ一九、正和二年五月廿四日、同案）には、「料所事、本新相互可存各別之義」とあり、本供僧は従来からの料荘に対して新供僧の権利の及ぶことを認めていないのであり、「御影堂寄進之地」についても、「於以前寄進分、本供僧如本管領不可有相違」とされている。ただ一方でそれにつづけて、「至向後寄進分者、本新可為平均之沙汰者也」として、共通の場の生じうる余地を残してはいるが、当初、本新供僧が一応別個の経済体系をもつものとして出発したことは、この点から明らかであろう。

しかし院はさらにこの年、供僧と、前年においた伝法会衆七口のために、さきの拝師荘に加えて山城国上桂荘、播磨国矢野例名、八条院町十三箇所を東寺に施入した。恐らくこの前後に寄進された常陸国信太荘、別に勸学会の料所とされた安芸国三田郷・平田郷・高屋余田にも供僧の手は及んでいたと思われる。これは一三二七年（文保元）の矢野例名内重藤名・那波・佐方の寄進（一三九一七四、文保元年三月十八日、院宣）によって補足され、同年の院庁下文（業一一八）で保証されたのであるが、その収入を学衆と分ち合わなくてはならなかったにせよ、供僧の年貢収取体系はここに大きな量的ひろがりをもつようになったのである。

さきにも述べた従来からの料荘にみられた年貢収入の山が、なん

表一〇

供 僧 名	当初 口数	年 月 日	設 置 者	供 料 荘	備 考
講堂↓塔婆 金堂	5	延応二・三・廿一	行 廻	弓削鶴 太良荘	
本供僧 灌頂院 食堂	10	建長四・二・十四	龜 山 院	新勸旨田 平野殿荘 大山荘	矢野荘 拜師荘 上桂荘
西院不動堂 八幡宮	2	文永九	後 宇 多 院	本寄進田 (河原城荘)	院町 (信太荘) 高屋余田・三田 平田郷
新供僧(御影堂) 伝 法 会 衆	3	正和元・三・廿一		宝莊殿院執務職	学衆方
勸 学 会 衆	5	応長二・二・廿一		最勝光院執務職	宝莊殿院方
講 堂 供 僧	6	元亨三・三・廿一			最勝光院方
灌頂院護摩堂供僧	3	正中二・正・一	後醍醐天皇	大山・太良・新見荘各地頭職 (内大山・新見は 建武三より不知行)	太良荘地頭方
不動堂不斷護摩供僧	25	元弘三・九・一		新開荘 (建武四より美作荘・因嶋 親応二より両荘不知行)	
大勝金剛供僧	24	建武三・六・十五			
千手供僧	10		足利尊氏	久世上下荘	
鎮守八幡宮供僧	30	建武三・七・朔			鎮守八幡宮供僧方

(主として東宝記による)

らかの意味でこの刺戟によってもたらされたものであることは、推定してほぼ誤りなからうと思われる。
 そして、後醍醐天皇による供僧がさらに多数新補されているころ、一三二六年(正中三)に、撰津国垂水荘の荘務が執行の手から供僧に移っていることも、ほぼその延長線上においてとらえることができると思われる。⁵⁾
 こう考えてくれば、この時期を供僧料荘の発展途上における第

三の小副期としてとらえることは、必ずしも無理とはいえずであらう。ある意味でそれは建武新政から新幕府成立の当初にまでかけて考えることもできるので、激しい時代の動揺は、逆に供僧に多くのものをもたらす結果になっているのである。⁶⁾
 もっとよりにここで拡大された機構とそれを支えるべき大量の荘園が、表面上の龐大さに比してその実が少なかったことは、すでに上島・永原阿氏によって明らかにされている(前掲論稿)。供僧料

荘にそくして
 みて、正和・文保の波はそれ以前と比べてはるかに小さく、嘉暦以後になると料荘の史料はなぜか急激に減少し、ほとんどそのあとすらたどることができないの

である。それは恐らく、この時期の供料荘全体の状況を、ある程度反映しているのではなからうか。

① この荘の公事の送進は一三二四年(元亨四)まで確認できる。預所十郎光清の乱入については別にのべたが(前掲拙稿)、正和のころ「十郎入道殺害」のことにより郡使入部といわれており、その前年には地頭が新たに入部している(レ三二四九、二月卅日、頼誓書状)。一三二二年(元亨二)ごろに荘自体が顛倒されたらしく(書七一一二、元亨二年五月十三日、院宣)、一応返付されたとはいえ、もはや多くを期待できなかったことはいうまでもなからう。弓削嶋・新勅旨田もほぼ同様である(前掲拙稿参照)。

② 太良荘における地頭との訴訟が、正和のころ(教護二五六号、「正和四年」九月六日、法印某拳状案)急がれている形跡のあること、新勅旨田でも志芳荘地頭との訴訟が同じころに活潑に展開されている。③ 新幕府成立当初の寄進をふくめて、一応大よその整理を試みれば表一〇のようになる。

④ 一三三六年(建武三)の院宣(ぬ一一五)は、矢野荘等とともに、これらの諸荘郷をも、後宇多院起請と序下文に任せて、供僧・学衆に安堵している。

⑤ これらの新たにえられた諸荘からの収入が、本供僧・新供僧・学衆の間に、どのように分割されたかについては、その詳細は力不足からすべて将来にゆずらなくてはならないが、一三三六年(建武三)に垂水荘の年貢が二十一口に分配されている事実(白河本六十三、建武三年十月七日、年貢支配状)、後年廿一口供僧方評定引付にあらわれる諸荘の状況から考えて、ほぼ表一〇のように推定できると思う。

⑥ 文永・弘安、永仁・正安、正和・文保の小副期を考えてゆく上に「弘安・永仁・元徳以下衆中置文」(貞和四年、学衆方細々引付、同年十月

日、学衆等連署申状案。この置文は、また見ることができない)があったといわれている点は、注意されなくてはならない。

五 収取体系の変質の進行

——南北朝内乱期——

元弘・建武の動乱後、新幕府が成立したことによって、東寺領荘園の歴史もまた新たな段階に入った。失われた荘園(大山・新見荘地頭職)もそこにあったが、むしろそれ以上の新たなものが幕府によって加えられ(表一〇参照)、さらに一三三六年(建武三)二月には、院宣によって、廿一口供僧料荘と供僧・学衆の料荘とがそれぞれ安堵され、一段と拡大された荘園は、ここに再編と整備の軌道に入ったかにみえる(書七一一二、建武三年十二月八日、光厳上皇院宣・樂一一八、同年月日、同案)。

当面、廿一口供僧供料荘についてみても、弓削嶋荘で祐舜が一三三〇年(暦辰三)に鯨方所務職を錢十貫文・塩三百五十俵で請け、四二年(暦辰五)にはさらに残る串方をも与えられており(と一一五、暦辰三年正月廿三日、祐舜請文・レ三三一九、暦辰五年三月廿三日、同請文)、新勅旨田でも預所が三九年(暦辰二)に賢覚と定まり、翌年、損得馬上帳が注進されている(ヨ一一二、暦辰二年九月八日、賢覚請文・と一一六、暦辰三年損得馬上帳)。また垂水荘では

表一 太良荘領家方年貢収取状況(南北朝・室町期)

西暦	年号	定米	寺納米	代銭	未進	損亡・捨田	史料年号	史料
1338	建武5	石 161.24236	石 160.85907	貫 (11.508)	石 0.38329		暦応2	教350
1356	延文1	126.09681	102.33		33.76681	(25.0)	延文5	は38 —57
1357	延文2	155.74194	143.49387		7.24807			
1358	延文3	144.64056	122.03		22.61055	(5.0)		
1359	延文4	146.93056	121.343		25.58756	(3.52)		
1362	貞治1	68.07498	45.1	[22.450]	22.97498		貞治1	は143
1365	貞治4	54.352	54.352				貞治5	教470
(1368)	応安1)	67.23148	63.52733	[37.326]	3.70415	(3.02167)	応安1	教502
1371	応安4	73.24218	44.9679	[24.0]	12.0091	(3.8)	応安4	教513
(1378)	永和4)	66.59718	50.03	32.413	3.51718		永和4	教554
1390	明德1	72.09718	19.16	13.131	5.29219	39.80996	明德1	教658
1398	応永5	72.09718	32.69	20.900		8.4	応永7	教787
1402	応永9	72.09718	33.33	26.702	9.39718	15.84	応永11	教847
1404	応永11	72.05718					応永12	教871
(1409)	応永16)	71.52385	23.878	40.625	12.833	17.5	応永16	教929
1411	応永18	72.05718	37.87	34.840	3.6306	21.0024	応永20	教976
1413	応永20	72.09718	66.39718	46.995			応永21	教1012
(1420)	応永27)	72.09718	(45.62)	34.959	貫文 (-2.051)	15.8	応永27	に130
(1422)	応永29)	72.09718	63.93718	35.046	(1.156)		応永29	に138
1426	応永33	72.09718	60.78718	36.147		4.8	応永33	白137
1445	文安2	71.32611	69.07611	60.376		1.9	文安3	白138

(註) 半済前の基準は163.94236, 半済後は81.97118である。正長檢注後は79.19611である。定米はそれから河成・押領等を除いた額である。1413年以降の寺納米は、国下行を引かないものになっているので、多少多目になっている。代銭の項には春成・夏成・秋成を加えた数字をあげ〔〕はそれを加えていないもの、()はそれのみの数字である。また損亡・捨田の項の()はすでに基準から除かれたものである。

表二 太良荘地頭方年貢収取状況(南北朝・室町期)

西暦	年号	定米	寺納米	代銭	未進	損亡・捨田	史料年号	史料
1338	暦応1	石 85.67003	石 59.24143	貫 (22.578)	石	石	暦応2	白100
1339	暦応2	80.17732	53.59324	(22.266)			暦応3	白138
1358	延文3			(10.625)			延文	白136
1364	貞治3	30.2109	26.88	[20.0]	3.3309		貞治4	教465
1366	貞治5	60.4218	37.565	[24.586]	22.8568		貞治6	教472
1376	永和2	26.1661	7.368	7.337	2.49861		永和2	教547
1378	永和4	24.33265	1.775	5.316	4.801			教561
1403	応永10	27.0109	18.3691	13.644	6.3218			白137
1413	応永20			(3.0)			応永20	教997
1427	応永34	20.9609	0.40729	8.0	貫文 (-8.921)	9.205	応永34	白136
1444	文安1	40.1948	29.72814	29.412		6.66666	文安1	白136
1448	文安5	34.06564	22.39898	21.626		11.66666	文安6	白137

(註) 暦応ころの基準は107.36203, 貞治ころは60.4218, 半済後は30.2109乃至30.1107, 正長檢注後は47.685である。他は領家方と同じ。

四〇・四一年(曆応三・四)に内検目録が作成されて、二十石を多少上まわる年貢が得られており(白河本百十六、曆応三年十二月日及び同年十二月日、公文代助正注進内検目録)、太良荘の領家方・地頭方のそれぞれに散用状が書かれ、南北朝期以降の基準がほぼ定まったのも同じころのことであった(註談三五〇、曆応二年二月三日、領家方年貢結解狀・白河本百三十八、曆応三年二月三日、白河本百、曆応二年二月日、地頭方年貢以下散用状)。

いはばこの時期、一斉に供料荘の整備と回復の努力がなされているといつてよからう。それはたしかに無視しえぬ成果をあげたといわなくてはならないので、とくに太良荘の三八年(曆応元)の年貢は、領家・地頭方合せて米二百二十石余、錢三十四貫余という大きな取獲をえており、領家方のみについてみてもこれは鎌倉期の当初の年貢にも匹敵する額に達している(表一一・一二参照)。恐らくこのような努力の行われてゆく中で、全東寺の体制の整頓も進められたものと思われ、貞和のころには明確に姿を現わす各方それぞれの経済体系は、この時期ぐらゐまでその起点を遡って考えることができるのではないかと思われる。

しかしこの再編そのものの中に、従来からの取取体系の変質がさらに明らかになってきている点、もとより見落すことはできない。就中ここで注意されなくてはならないのは、個々の荘園が一

種「請負」の形で経営されるようになってきていることであり、そこに各荘にわたってこのような仕事に専心する人が現われてきている点である。祐舜(弓削嶋)・祐実(太良荘地頭・矢野荘・垂水荘弓削嶋荘)・実増(矢野荘・垂水荘)等の人々がそれであり、いずれも下級の東寺僧であった。彼等は東寺周辺の諸荘に一定の所職をもち(実増は拝師荘に、祐実が久世荘に關係をもっていたことがしられる)、ある場合には寺家公文(祐舜)になることもあったが、このような型の人々に鎌倉末期に諸国荘園を「借上」げたといわれた太田荘の淵信の如き人の、より体制化された姿を見出すことはできないであろうか。従来預所職の役割だったこうした仕事は、所務職・雜掌職、あるいは給主職といわれるようになってゆくのは、この動きの中でのことであった。

もとよりこの様な人々が現われるのと同一の事情から、現地の人々、あるいは任意の富力ある人々が、同様の仕事を任されることもおこってくる。建武の塔供養の費用を立てかえ、一三三四年(建武元)に太良荘を「借上」げたといわれる小浜住人の石見房覚秀、あるいは在京人三郎兵衛尉を請人として新勅旨田の預所になった賢覚に、当面その実例を見出すことができよう。とくにここで賢秀の立替えた錢が「熊野上分物」・「三山僧供料物」であり、「若不沙汰之時者、以山臥可被責呵法」といわれている点が注目

されるので、早くから太良荘の「内御堂別当職」となり、御堂の再建に功のあった彼は、このような富力によってこの荘の名主職を著績し、「得宗給主代」になっていたのである（白河本七十、文保三年二月廿六日、内御堂別当職補任状・白河本百十一、建武元年九月十三日、上御使友実借請状等参照）。

こうした現地の人々は、多くの場合、所務代・給主代等の代官になる場合が多いが、その代官職自体が次第に固定した所職になつてゆく。

しかし南北朝期の動乱は、このような富力のみによっては処理しきれぬ問題を各荘の現地によびおこしていた。現地の人々の対立が動乱にからみ、過去の様々な権利を理由に行われる武力的な乱入は、ある場合には關所地を理由に守護の權威によって合法化されて行われる場合があり、それを排除するためには法廷における訴訟のみならず、当然一定の武力が必要とされたのである。

このころ弓削嶋（祐乘・権律師基・垂水荘（箱実）などの所務職を請けた人々は、こうした訴訟の解決を一つの課題にしていたものと思われるが、その請文に「庄家警固事」についての契約が書かれる場合の多かったのは、このような事情を背景としていた。しかしもとよりこれらの寺僧にそれ自身の武力があるはずはな^④、そこに現地の国人・有力な名主が代官として採用される一つ

の根拠があった。

建武のころ太良荘の地頭代になった脇袋彦太郎国広（頼国）^⑤、そのあとをうけた平教重は当面その例となりうるであろうし、とくに観応の擾乱以降、この荘の代官となった脇袋国治・河崎日向守（信成）^⑥・宮河彈正忠等は、いずれも若狭国の国人であり、あるいは国一揆の一員であり、あるいは守護ともつながりをもった人々であった。

これらの人々と、さきの覚秀のような人との間に、一定の性格の違いがあったことは認めなくてはならないが、逆にそこには共通した側面があったことも、見落されてはならぬ。新見荘前雜掌契状を誘い取ろうとした康永のころの地頭代（教重）、多少時期は降るが一三六二年（康安二）に半済回復のために、三箇年毎年十五貫文を与えられた海老名源左衛門季政（リ二〇、康安二年二月十三日、季政契状）、拝師荘下司であり、六三年（貞治二）に預所となつた宇治左衛門尉親安（ツ四七一五）、同人請文案、さらに六六年（貞治五）には矢野荘那波佐方浦で海老名甲斐入道の代官として現われながら（ウ一一二〇、貞治五年十二月廿一日、筒源俊申状）、翌年には半済後の事態に当る預所職に補任された源俊（ス二九下―三七、貞治六年六月十三日、源俊請文等）、いずれも太良荘の例であるが、各地の国人たちが、伝手を求めてあちこちの荘園を請負った

ことをよく示している。

すでにこのような動きの中で、代官職は一箇の利権と化しつつあるといつてよからうが、こうした利権をあさるこれらの人々は、少なくともその側面については、さきの覚秀と本質を同じくするといわなくてはならぬ。

この時期の国人の代官が、現地の百姓等に対して行つた非法は、この側面から考えてゆく必要がある。百姓の米銭を借り取りながら返さず、在家を破壊し、林を伐り取り、多くの臈原を派して百姓の牛馬から「なへ・かま・おけ・ひさく・きぬ・うす」まで「うちやふ」つた彼等の行動（宮河の非法）は、農民を真に支配しようとする領主の風貌より、むしろ徴税請負人の貪欲さを示すものとみた方が自然であろう。たしかに彼等は多くの百姓を動員して手作をすることはあつたが、それは中世初期の領主の延長線上に考えられることであり、むしろその恣意的な貪欲さが露骨に現われている点にこそ、この時期の問題がある（脇袋彦太郎の非法等）。

このような手作・非法の夫役に対して、百姓が強く反撥していることは周知のことであるが、太良荘の例についていえば、その要求はほぼ例外なしに通じ、そのような代官は更迭されている点に注意されねばならぬ。

そこにこの時期の百姓の成長を認めることは、もとより誤りな

い。すでに公事は多く銭納化され（太良荘・大山荘・矢野荘等）、年貢も現地で銭にかえられることが次第に常態になりつつあるような現地の流通機構の発展、集団の利害に反する行動をしたものをきびしく排除し、たとえ名主職をもつていても荘外のものはその連署に加えぬほどの独自の規制力をもつた惣百姓の秩序の成長こそ、このような非法を排除しえた重要な条件であつたことは、すでにしばしば指摘されている^⑦（太良荘については、拙稿「若狭国太良荘における惣百姓について」『史学雑誌』六八の一〇にも多少ふれた）。

しかし見逃してはならぬことは、寺家側もまたそれ自身、代官の手作等の非法をきらつていたと思われる点であり、代官の請文にそのことが明らかに載せられることもあつた^⑧。百姓の代官追放の要求が、多少の紆余曲折はあれ、多く実現をみた理由の一つはこの面からも考えてみる必要があるであろう。

そしてこのような動きの中から次第に固まつた姿をみせてくるのは、旧来の機構を破壊し、農民を強固に支配する新たな「領主制」ではなく、むしろ旧い体制を温存することによって成り立つ一種の代官請負体制であつた。南北朝内乱はそのような体制を生み出したのであり、その意味で、この内乱をもって中世乃至封建社会を何らかの形で二つに分つ考え方には従うことができない。

① 領家方は一六三石九斗余の定米・預所別進米並大豆六石一斗・畠地

子夏秋分九貫四一六文・助圃公事錢三貫文・永夫代錢一貫八百文で、少なくとも定米は南北朝・室町期を通じて正長の檢注まで変化ない。地頭方は一一五石一斗五升余の定米・請料用途十五貫文・妻島地子八貫四一四文・秋地子八貫四一四文・炭木代七五〇文・桑代二五〇文・尻高名粟代五〇〇文であり、この場合は貞治のころまでに定米が六〇石四斗余になって、それが正長までつづいている（表一・二参照）。

② 一三四六年（貞和二）に、頼慶が「本供僧・学衆付那波佐方・最勝光院・宝莊殿院・八幡宮領久世方以上六方」の沙汰雜掌になっている点から明らかであろう（ル一八八、貞和二年六月十七日、頼慶請文）。学衆方の引付はその翌年からは間違ひなく現われている。ただ「六方」といわれているがここには五方のみしかなく、太良莊地頭方がぬけている。しかし逆にこのことから、これも同じころに成立していたとみてよからう。

また一三七七年（永和三）に本供僧となった人が「守曆応貞和置文及貞治三六兩度連署狀之旨」といっている点がかかりにならう（レ一一二、永和三年四月十一日、俊宗請文）。このうち貞和の置文は四九年（貞和五）のものであることはわかるが、貞治六年のものを除いて未だ見る機会をえていない。

ただこの「六方」は相互に人的な重複があったものと思われ、言葉通りうけとることはできぬと思う。

③ もっとも、矢野莊の寺田法念の乱妨を防ぐために「金蓮院殿同弁敵」のような人が数度の合戦をしたことはあり（よ一四上、康暦元年八月日、是藤名主実長申狀）、のちに太良莊の預所賀茂定夏・阿賀丸の兄弟は、ともに現地で命を落している。しかしそこで動員された武力は、一種の「傭兵」であった点——これは逆に國人の場合も同様であろう——、この時期の問題として注意する必要がある。

④ 頼國は一三三四年（建武元）に末武名主職に補任された人であるが、

三六年（延元元）に地頭代として現われる（白河本百十一、延元元年四月十四日、地頭代頼國等借狀）。とすると三四年に百姓から糾弾された駒袋彦太郎はこの人ということも考えられ、もしそうとすれば、彦太郎は百姓の攻撃にも拘らず、何らかの形でそれを切りぬけたことになるが、いまは一応保留しておきたい。

⑤ この人は一三五三年（文和二）に、若狭國神宮寺に、玉置荘内清沢名を寄進し、さらに五七年（正平十二）、「今度於御方拝領地内田地參町」の寄進を約して同寺に祈願をこめた日向守信成とみて誤りなからう（神宮寺文書乾）。この荘の百姓からは「國一の悪党」といわれている。

⑥ 同一人である確証はないが、さきの海老名季政の例といい、時期が一致している点といい、こう考えて誤りなからう。

⑦ ここに従来の寺家と百姓との関係が、貨幣を媒介とする計算高いものになってきていることが明らかであるが、一三三六年（延元元）には、恒枝保の沙汰用途等の訴訟費用のために、太良莊百姓等から寺家が借錢するという事態もみられる（白河本百、暦応二年二月地頭代平政重目安狀）。それは寺家側の窮迫を示すとともに、百姓等の集団が、その中の富裕な人々を中心に、一定の経済力をもつてきていることも物語っている。

⑧ 矢野莊で給主代であった祐尊が、貞延・成円兩名の名主職に恩補された時に「称給主御代官手作名田非分召仕人夫」ことをしなないと請文に書いている点、参考とならう（よ一一一上、貞治六年四月十九日、祐尊請文）。

六 收取の停滞——室町期——

暦応以来の体制整備は、観応の擾乱とともにくずれが、一三

五六年（延文元）の繪旨は、その混乱を回復しようとする寺家の努力に一つの足場を与えているように思われる。それは建武の時と同様、供僧及び供僧・学衆に対して諸荘を安堵したものであったが（書七十一、延文元年十一月八日、繪旨）、このころから弓削嶋・大成荘等^①で領家撤回の訴訟が推進されている点、大山荘・太良荘の散用状で残存しているものが、共通して比較的連続してみられるようになること、建武以来全く空白であつた平野殿荘についても、この時期以後多少はそのあとを辿りうるようになる点等、いずれも単に偶然とはいへぬと思われる。

その際、一三六〇年（延文五）に書かれた前年まで四年分の太良荘領家方の散用状に、平均百二十二石余の寺納が記録されている点も注目されるので、それは一応鎌倉期の水準に達する額であつた（表一一参照）。

しかしそれ以上に注意すべきは、この前後の時期が、少なくとも太良荘においては年貢の銭納化の点で、一つの調期をなしていることである。^②

和市起請文がこの荘ではじめて書かれたのが一三六〇年（延文五）、預所請文に「和市等特殊公平、不可有奸曲儀事」という条項が現われるのが六二年（貞治元）^③（し十一十二、康安二年八月日賀茂氏女・快俊請文）、「さいふ」の初見が恐らく六六年（貞治五）

（は一四九、九月廿六日、弁祐書状）、という一連の事實は、年貢がすべて現地で銭にかえられることが通則になったことを明らかに示している。

と同時に、山伏の代官教実が、恐らくは地頭代としてはじめてこの荘に姿をみせたのが、また六二年（貞治元）のことであつた（東寺古文金聚三、康安二年七月九日、案主大夫・熊王丸注進状（一部））。この人はのちに禪朝ともいわれて（教護五五五号）、応永年間まで長くその地位を保持し、そのあとをうけた朝賢もまた山伏であつた。前述の覚秀につながる性格の人が、ここに永続的に代官になつていることの意味を考えてみる必要があらう。

別にまたこの荘で長く相論の対象となつていた公文の地位が、このころから安定し、熊王丸・弁祐（恐らく同一人）は応永年間まで、やはり変ることのなかつたことも、見落せない。

現地の流通組織の一定の成熟、それを条件とした地縁的な村落の安定、その上に立つ代官請負制がここに明らかに軌道にのり始めたといえるので、政治的な支配の分野もまた次第に定まってくる。

太良荘では一三六六年（貞治五）に、守護一色氏による領家・地頭職の半済、預所職の没収が行われ、新たに半済給主職が補された。当然おこつた年貢の激減に応じ、東寺の訴訟もまた激しかつ

たが、その中で六八年（応安元）に出された訴状に「依今度大法」、一円回復を望むとのべられており、これに応じて七〇年（応安三）に雑掌を下地に沙汰居えることを命じた奉書（せ武家御教書并達二九一六四）には「且寺社領事、被定法」とある点が注目される。

それが「寺社本所領事」についての周知の幕府法（中世法制史料集第二巻追加法九七）であることはいうまでもなからうが、この奉書は遵行されず、この年（七〇年）から翌年にかけての国人一揆との闘いに勝利して、一色氏による半済体制は、固定化に向って更に一步を進めたのである。

しかし、すでに指摘されているように、この応安という時期は、たしかに政治的安定に向って、一時期を調している。

観応擾乱後、小早川一族の乱妨によって不知行の状況にあった弓削嶋荘で、久々に領家職が回復されたのが六八年（応安元）（せ武家御教書六五一九七、応安元年閏六月十七日、細川頼之重状、同様に貞治初年以來、猿子美濃入道の乱妨が訴えられていた大成荘で、領家職が雑掌に打渡されたのが同じ六八年（ア七一―七九、応安元年十二月十一日、吉安等打渡状案）、大山荘で六四年（貞治三）以來の半済給人が退けられたのは翌六九年（応安二）（り八八、応安二年十一月二日、山名道普書下）。すべてこれらの動きがさきの幕府法によるものであったことは、まず推測して誤りあるまい。

とすると、供僧供料荘についても、ここに一つの調期を見出すことが一応可能になってこよう。事実弓削嶋ではその後三年ほど若干の年貢の送進がみられ、七三年（応安六）には大成荘の所務職半分が執行から正式に供僧の手にわたされ、いわば鎌倉末以來の懸案が達成されているのである。

しかし一面、先述のように太良荘の半済停止は成らず、弓削嶋は七一年（応安四）に三十貫文で小早川宗平に請けられ（二二六―四四、応安四年七月十九日、小早川宗平請文）、大成荘もまたまもなく公文大成弥太郎康経が守護より拝領と称して代官職を押領、ついに両荘とも以後知行を回復しえなかつたことを考えねばならぬ。と同時に、大山荘はこの半済停止以後、一円知行を長く維持しえたことも考慮に入れる必要がある。

いわばこの時期を経過することによって、おちるべきものはおち、確保されるべきものは確保される結果になっている点に注意されるので、さきに政治的安定に向っての調期といったのはこの意味からであった。

そして同様の意味で次の調期を求めるとすれば、やはり明徳のころであろう。^⑦室町幕府の安定とともに、供僧の手の及ぶ料荘の範圍もまたきまってきたので、太良荘領家方半分・平野殿荘・大山荘・矢野荘・垂水荘・上桂荘等が廿一口供僧の手に残されたの

であった。^⑧

それはたしかに一つの安定であった。半済により減少したとはいえ、太良荘の年貢収入は応永年間を通じてほぼ安定していたとみてよく(表二・二参照)、矢野荘についても同様の現象がすでに確認されている(宮川満氏「播磨國矢野庄」(柴田実氏『庄園村落の構造』所収第五章参照)。しかし一面、この状況に寺家側が決して満足しているのではなく、不知行になった諸荘を回復せんとする訴訟が、機をとらえてこの期間中しばしば繰返されている点に注目

する必要がある。この安定が本質的なものでなかったことはこの面から明らかであり、供僧の料荘支配の推移からいえば、むしろ「停滞」といった方がより適切であろうと思われる。

それはこの安定の基盤である代官請負体制そのもののあり方にかかわる問題である。と同時に、これはいわゆる「守護領国制」の性格をも規定していると考えなくてはならぬ。

これについて本当に考える機会の後日にゆずらなくてはならないが、当面太良荘の事実を念頭において試みにのべてみれば次のようにもいえるであろう。

この体制は、一方に多量の年貢米を現地で恒常的に貨幣化しうだけの市場、またその貨幣を自由に「さいふ」にかえうるほどの流通機構を前提としている。この流通の結節点には、こうした

機構にたずさわることを専門の業とする人々の集住する都市が成立しており、このような都市に「出入仕候へてハ」一日も「かなわぬ」というかわりをもつ農村が他方に生れている。そしてそれは、貨幣にかえられた年貢を一種の「代償」として支払うことによって、一定限度の自立性と「自由」をなお保持している地縁的な村落であった。^⑩

寺家との一定の契約の下にこれにのぞむ代官は、支払うべき代償をできるだけ安価なものにするために、惣百姓にとっても不可欠な存在であった。守護よりの臨時公事を回避し、寺家に損亡・河成を認めさせることのできる力量のある人が望まれ、手作を多くし、内部の秩序に干渉するような人、逆に現地に下向してこない代官は、彼等によって頑として忌避されている。

このような代官に、しばしば山伏がえらばれていることは、いろいろな意味で注目されなくてはならないが、いずれにせよそれは、この仕事がそれ自体「致富」への一つの道であったことを示している。和市の「不正」をほじめとする様々な手段が、流通過程を利用することによってひらけていたので、たとえその地位に守護代自身がなろうと、その被官がなろうと、また寺僧がなろうと、当面する目的には変りなかった。

「守護領国制」は逆にこのような人々を被官とし、徳銭を課す

ことによつて安定したといつてよい一面をもっている。とすれば、そこに農村を真に支配しようとするものきびしさも、真剣さも生れなかつたのは当然であり、また旧来の国衙・荘園の機構と体制を真にこえる新たなものが、そこに生れてこようはずもなかつた。^④

同時に、さきの都市はこのような支配の中心として成立しえている一面ももっていたと思われるので、さきにこの時代を公家・武家的なものに、商人・高利貸的な要素を加えた都市による農村の支配という面から特徴づけたのは（前掲『歴史学研究』二八一号拙稿）、このような点を念頭においてのことであつた。それなりに独自の世界をもちつつも、農村の目はなおたえず都市に向けられていたということができるので、それ自身都市と対立しうるだけの組織も体制も、そこにはまだ生れていたとはいえぬであらう。この時代を直ちに「完全に発達した」封建制と規定することに對する疑問は、この点からでてくる（工藤敏一氏「鎌倉時代の領主制」『日本史研究』五三号にその指摘がある）。

そして新たな時代はこのような都市に対する、農村の反撃とともに本当にひらかれてくるのではなからうか。それとともに供僧の料荘支配も、否応なしに動き、崩壊への道を歩まざるをえなかつたのであらう。

かなり多額の年貢増加をもたらした一四二八年（正長元）の太良荘における検注は（表一・二参照）、こうした事態に對する一つの対応であつたとみられぬこともない。そして永享・嘉吉の乱を境に料荘は激動の波に投げこまれてゆくが、すでに大きく変つてきた東寺全体の機構の推移をふくめ、室町期の問題については今後の課題としてなお勉強を続けてゆくつもりである。御批判・御教示を心からお願ひしたく思う。

① 弓削嶋では康永以後、小早川一族の乱妨があり、一三四九年（貞和五）に一旦回復されたが、覬覦擾乱で再び押領されて了。大成荘ではむしろ執行に對する荘役の懈怠の追究がこのころからはじまり、五年（延文四）に執行榮濟から領家半分所務職を避り与えられた後、領家職回復の訴訟が進められている。

② 矢野荘で、斗代を上中下と定め、雑公事を止めて銭納化の方向が現われたのは恐らく一三三六年（建武三）以来のことであるが、その点をふくめて年貢銭納化の要求が百姓からでたのが五三年（文和二）で、ほぼこのころ以後銭納化の方向が定まったものと思われる。

③ 和市についての条項が請文にてくるのは、矢野荘でも五七年（延文二）のことであつた点も参照されよう。

なお六〇年（延文五）に太良荘で和市起請文を書いたのは「合定西向」であつたが、これは「綱丁」をさしているものと思われる。ここで注目する必要があるのは綱丁の果した役割で、このころ先述した寛秀が自ら請人となつてこの職の補任にかかわっている事実から（ツ四七―五一、康安元年七月廿八日、法眼寛秀請文）、この職が一定の利益を約束するものになつていことが推測できる。年貢の貨幣化・そ

の運送等の実務に携わる専門業者の成立をここにみる事ができるように思われるが、とすると鎌倉中期、定安と静俊の間に立って、その仲違いのもとをつくったといわれる綱十郎成近も、単に定安の「年来の下人」という点からのみ考えることはできなくなつてこよう。

④ 領家方の年貢取返の方式で、基準の所当米から毎年ひかれる除分のうち、大般若寄進・井科・本河成の量が固定したのが七一年(応安四)以来のことである点、また守護関係の費用は、一旦これを除いたあとにあらためて引く形のでてきたものがこのころからであること等、取返の方式が固定化に向つて進んでいることが参照されてよいであろう。

⑤ 林屋辰三郎氏は、細川頼之の執事の時代——それは太平記の筆者が筆をおいた時期に当る——に注目され、そこに南北朝期の中で重要な調期を見出しておられる(『南北朝』創元歴史選書)。

⑥ 応安元——二十貫文、応安二——二十七貫文、応安三——二十七貫文、応安四——十貫文の送文が見出される(よ七—十)。

⑦ 若狭国で今富名が明徳の乱の結果山名氏の手から一色氏の手に移り、一色氏の支配がさらに固まっていること、一三九〇年(明徳元)から大良荘領家方における年貢処理の方式も、除分が項目・額ともに完全に固定した結果定米も完全に固定化する点が参考にならう。また矢野荘における九三年(明徳四)の代官明済に対する百姓の強訴逃散をはじめ、供僧方ではないが新見荘の場合(杉山博氏『庄園解体過程の研究』一五二頁)等も考えに入れてよからう。

⑧ ただ大良荘領家方半分・平野殿荘・大山荘は、本供僧の科荘として別に扱われたようで、廿一口方引付にはほとんど現われぬ。

⑨ 年貢処理の固定化はさらに進み、一四〇二年(応永九)から守護方細々入足の額もきまり、三斗五升の早米を現物で寺納すること慣例になつてゐる。領家方では九年から二六年までの安定した年貢収入が確認できる。なお一三年(応永二〇)からは、年貢米はすべて銭に換

算され、銭成分と合せた額から困下行が引かれる形がでてきていることも注意してよからう。

⑩ 新見荘でも一四〇八年(応永十五)以降、安富宝城が代官になつて以後、年納額が安定したと推測されている(杉山氏前掲書)。

⑪ 狂言の世界はこのような農村を背景に成立する。しかしこの農村が一方に外に對する封鎖性と同時に、有力な百姓を「小百姓」「ももつ」と等と區別するような階層性を内に育てていることに注意しなくてはならぬ。同様の意味で時の支配者のもつ弱みを徹底的に利用するような彼等の図太さの反面に、自らを隷屬したものとしてみんな恥ずることのないような體面のなさのあつたことも決して忘れてはならない。その意味で最近、横井清氏が近世以後の差別意識の民衆への浸透の時期を、郷村制の展開期に求めておられることは、きわめて示唆的である(『日本中世における卑賤觀の展開とその条件』『部落問題研究』第一二輯)。

⑫ 新見荘にも一四〇一年(応永八)から一年余の短期間であつたが山伏岩茶須宣深が代官になっている。このような人が富裕であつたことは、大良荘の朝賢が守護から五十貫もの徳銭を賦課されていることから、窺ふことができる。

⑬ 狂言に登場する山伏の役割、その貪欲さと一面の泥臭さに対するからかい等についても、このことを念頭におく必要があるのではないだろうか。

⑭ この時代に農書が見出せず、また貨幣の鑄造が行われなかつたという周知の現象は、この当時の支配者の生産と流通に対する対し方からも考えてゆく必要はないだろうか。

⑮ こうした新たな体制として国一揆を考えようとする見方がある(佐藤和彦氏「鎌倉末・南北朝期における領主制展開の要因」『歴史学研究』二七九号)。

しかし戦国期に近づけばともかく、南北朝期の国一揆には、直ちに「群小領主の地域的連合体」といえぬものがある。覬覦擾乱の中で姿を現わす若狭国の国一揆は、一三五一年（観応二）に直義方に立って守護代を追出し、五三年（文和二）にも宮方から守護に補任された山名時氏の代官が構えた城を落しているが、七一年（応安四）、守護一色氏とそれに味方した国人と闘って敗れたのを最後に姿を消し——戦国期にまた現われる——ている。別の機会に下松浦一揆について多少のべたが（『歴史学研究』二五四号）、軍事的な共同行動・恩賞の要求・その配分まで行うことはあっても、真に生産する人々を支配するため
の永續性をもった組織といきれぬ点に、この時期の一揆・党の問題
があったように思える。それは前述の国人のもつ一面と通ずるものが

あったように思われるが、この点はさらに考えてみたく思う。
⑬ 定米の増加よりも、むしろ錢成分の増加が著しく、文安年間には領
家・地頭方いずれも非常な増加をみている。

（附記）本稿は一九六三年三月に成稿したが、白河本東寺百合古文书
等から多少新たな史料を得て、全面的に書き改めた。国会図書館にて
同文書を閲覧した際、二野瓶徳夫氏にお世話になった点を記し、謝意
を表したい。また、本稿は昭和三十八年度、文部省科学研究費（奨励
研究）による「東寺領荘園の研究」の研究報告の一部である。

（一九六三・十・三十）

（東京・北園高校教諭）

Atlas), an atlas in which *Lo Hung-hsien* 羅洪先 under the Ming Dynasty divided, enlarged and revised the original map. An attempt, therefore, was made by the author of this paper to reconstruct *Chu Ssu-pên's* map on the basis of this atlas and the resultant findings are here reported.

1) The scale of the grid of this map was 100 *li* 里 to the division. So far as the copy of *Chu Ssu-pên's* map to which *Lo Hunghsien* referred was concerned, its reduced scale, therefore, was 8 *fên* 分 to 100 *li* or 1:2,250,000.

2) The map mainly represented China proper, including the western half of Korea on the east, the western boundary of *Yun-nan* 雲南 province on the west, the northern half of *An-nam* 安南 and the Island of *Hai-nan* 海南 on the south, and the northern part (stretching outward about 600 *li* according to the then standard measure) of *Khara-khorum* 和寧 on the north. Viewed from the grid of 100 *li* to the division, there were 91-92 divisions from east to west and 89-90 divisions from south to north.

3) The map was under no influence of Islamic cartography in point of its figure and map-making method but based upon the traditional principles of Chinese cartography, with the characters of historical maps fully realized.

4) By *Chu Ssu-pên's* map, the riverhead and upper reaches of the *Huang Ho* (Yellow River) discovered as a result of *Tu Shih's* 都実 expedition in A. D. 1280 was represented on the general map of China for the first time. The *Chu Ssu-pên's Ho-yüan-chi* (河源記, Record of the Source of the Yellow River), was a laborious work written by him with this in view

Development and Stagnation of Rent-Collecting System in

Kusô-Kuryô-shô 供僧供料莊 of *Tôji* 東寺

97

Yoshihiko Amino

The rent-collecting system in *Kusô-Ryô-shô* 供僧料莊 of *Tôji* 東寺, rehabilitated since the *Ennô* 延応 era, was established in the *Kenchô* 建長 era. Control of *Shô* 莊 by *Kusô* 供僧 developed by the unrest of

the system soon after the *Kenchô* era, increasing in its kinds and demesne, especially in *Bunei* 文永—*Kôan* 弘安, *Einin* 永仁—*Shôan* 正安, *Shôwa* 正和—*Bunpo* 文保, and *Shôchû* 正中—*Kemmu* 建武.

On the other hand, its process, owing to the payment in cash of public rent and circulation of coins in the *Kusô* economy, was also that of the change in the human relation on the former system to the pursuit of profits through coins. Collection of rents more and more depended on the contract of *Daikan* 代官, and *Kashiage* 借上, *Yamabushi* 山伏 and resident *Kokujin* 国人 joined through the process into the system. After the *Kannô* 観応 Rebellion, since the *Bunwa* 文和—*Enbun* 延文, as a certain maturity grew in the country, this was more and more systematized, until it was stabilized in the *Muromachi* 室町 era through the epoch of *Ôan* 応安—*Meitoku* 明德; which was a kind of stagnation judging from the *Kusô* economy. This article, from this point of view, presents some doubt to the theory “revellion-revolution of *Nanboku* 南北 dynasties”, or the view that laooks on *Shugo-Ryôkoku* 守護領国 system as a provincial feudalism.

Errata

Vol. XLVII, No. 2, Formation of *Ogyu Sorai's* 荻生徂徠 Learning and the Chinese Thought (*K.Imanaka*)

“*Keien-Zuihitsu*” 叢園隨筆→“*Kenen-Zuihitsu*”